

## 歴史的風土保存計画変更（案）の概要

現行の計画をベースとして、下記の内容のうち、各計画に必要な事項を追記。

### ○ 普及啓発や多様な主体との協働等

- ・国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、その他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存に向けた意識の醸成と向上に努めること。
- ・関係地方公共団体は、市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこと。
- ・この際、必要に応じ、歴史的風土保存区域内の自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進すること。
- ・また、歴史的風土保存区域内の自然的環境について、その保存活動への多様な主体の参画を促すため、自然環境学習等の教育活動や農林業体験活動への利活用を促進すること。

### ○ その他

- ・樹林の適切な伐採・更新、間伐、下草刈り、病虫害や野生鳥獣による被害への対策等を行うこと。
- ・関係地方公共団体は、古都における良好な景観の形成を図るため、必要に応じ、風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せて活用すること。
- ・また、急傾斜地等における土砂崩壊や落石の防止等の措置を講ずる際は、周辺の景観との調和に十分配慮すること。

### ○ 時点更新

- ・明日香村歴史的風土保存計画において、下記のとおり修正  
（修正前）飛鳥保存財団 （修正後）古都飛鳥保存財団  
（修正前）国営飛鳥歴史公園 （修正後）国営飛鳥・平城宮跡歴史公園

(参考) 古都保存法

第五条 国土交通大臣は、歴史的風土保存区域の指定をしたときは、関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該歴史的風土保存区域について、歴史的風土の保存に関する計画(以下「歴史的風土保存計画」という。)を決定しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

2 歴史的風土保存計画には、次の事項を定めなければならない。

- 一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項
- 二 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
- 三 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項
- 四 第十一条の規定による土地の買入れに関する事項

3 国土交通大臣は、歴史的風土保存計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、官報で公示しなければならない。

4 前三項の規定は、歴史的風土保存計画の変更について準用する。